

請願条例の一部改正の概要

1 改正理由

地方議会に係る手続のオンライン化等を内容とする地方自治法の一部を改正する法律が令和5年4月に成立（令和5年法律第19号、令和6年4月1日施行）したことを受け、請願書の提出についてオンライン化が可能となったため、所要の改正を行うもの。

2 主な改正内容

- (1) 第3条第2項の改正は、請願のオンライン提出に対応するため。
- (2) 第14条の新設は、手続のオンライン化等に対応するため。

3 施行日

公布の日からとする。